

平成19年6月11日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の運用上の留意事項について

平成19年6月1日施行された「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の運用上の留意事項については、下記のとおりであるので、事務処理上、遺漏のないようにされたい。

なお、下記においては、次に掲げる法令について、条文番号をもって法令の規定を引用する場合には、特段の記述がない限り、必要な読替えが行われた後の内容とする。

- 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号。以下「受刑者処遇法」という。）
- 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号。以下「一部改正法」という。）
- 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律による改正後の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）
- 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律（明治41年法律第28号。以下「刑事被告人収容法」という。）
- 国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号。以下「内閣府令」という。）
- 被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号。以下「留置規則」という。）

記

第1 総則関係（刑事収容施設法第1編関係）

1 総論

一部改正法は、平成18年6月8日に公布され、平成19年6月1日から、関連する下位法令とともに施行されることとなった。

一部改正法は、明治41年の制定以来実質的な改正が行われていなかった監獄法の抜本的改正を完結させるものであり、平成17年に制定された受刑者処遇法を一部改正するかたちで、従来の警察の留置場を「留置施設」として定め、その管理運営に関すること及び被逮捕者を含めた未決拘禁者の処遇に関することを規定することなどを内容とするものである。

なお、刑事収容施設法は、刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設の管理運営及

び被収容者等の処遇について規定するものであり、このうち、留置施設の管理運営及び被留置者の処遇に関する規定が、警察の留置施設に対して適用される。

2 刑事収容施設法の目的（刑事収容施設法第1条関係）

刑事収容施設法は、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被留置者の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

3 施設の管理運営

(1) 留置施設（刑事収容施設法第14条関係）

従来より、留置施設における留置業務は、警察法に定める指揮監督関係に従って都道府県警察の事務として運用されてきたところであるが、旧監獄法並びに受刑者処遇法及び刑事被告人収容法の下においては、法律上その事務を実施する主体が明らかでなかったところ、刑事収容施設法において、施設の設置主体及び留置施設の責務が明らかにされた。

すなわち、刑事収容施設法第14条第1項において、都道府県警察に留置施設が設置されることが規定され、同条第2項では、留置施設は、第1に、都道府県警察の警察官が逮捕する者又は受け取る逮捕された者であって、留置されるもの、第2に、都道府県警察の警察官が関わった被逮捕者のうち、第15条第1項の規定の適用を受けて勾留されるものに対して、留置し、必要な処遇を行う責任を有することが規定された（第14条第2項第1号及び第2号）。

なお、同項第1号の都道府県警察の警察官が受け取る逮捕された者とは、刑事訴訟法第214条に基づき都道府県警察の警察官が受け取った現行犯人である。

また、これらの者以外にも、法令の規定により留置施設に留置することができることとされる者（同項第3号）についても、これを留置する場合には、これらの者に対して必要な処遇を行うことは、同じく留置施設の責務となる。

同法の「法令の規定」には、刑事訴訟法に基づく鑑定留置などのほか、第15条第1項の規定も含まれ、また、警察官でない特別司法警察職員が逮捕する者、これらの者で勾留される者、他の都道府県警察が行う捜査に係る被留置者を委託留置する場合等も、第3号に該当することとなる。

(2) 刑事収容施設法第15条関係

刑事収容施設法第15条第1項は、死刑確定者等一定の者を除き、刑事施設に収容することができる者を、刑事施設への収容に代えて留置施設に留置することができることとしている。

すなわち、刑事収容施設法第3条に列挙されている刑事施設に収容することができる者のうち、第15条第1項各号に列挙される者を除くすべての者は、刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置することができることとなる。

(3) 留置業務管理者等（刑事収容施設法第16条第1項関係）

刑事収容施設法第16条第1項は、留置施設に係る留置業務を管理する者（以下「留置業務管理者」という。）に関する規定である。

「留置業務」とは、留置施設の管理運営及び被留置者の処遇（護送を含む。）に関する業務である。留置業務管理者は、警察本部に置かれる留置施設にあつては警視

以上の階級にある警察官のうちから警察本部長が指名する者、警察署に置かれる留置施設にあっては警察署長とされる。

留置業務は、自弁物品の使用に関すること、書籍等の閲覧に関すること、面会に関すること、信書の発受に関すること等日常的に発生するものであることや、現場における迅速な判断が要求されるものであることから、各留置施設における実質的責任者を留置業務管理者とし、迅速な判断をすることとしたものである。

これにより、警察署の留置施設にあっては警察署長が、警察本部の留置施設にあっては留置管理担当課長等が、留置業務管理者として、一次的な責任をもって、権限を行使することとなる。

このほか、留置規則第4条では、留置主任官に関して規定されている。これにより、留置主任官として、従来は警察署においては課長又は係長が想定されていたところ、今後は、課長又は副署長・次長が想定されることとなる。

(4) 留置担当官の教育（刑事収容施設法第16条第2項関係）

刑事収容施設法第16条第2項は、留置施設に係る留置業務に従事する警察官（以下「留置担当官」という。）への教育に関する規定である。

留置担当官は、被留置者に対する強い権限を発動することができる立場にあり、また、戒具の使用など使用方法を誤れば重大な結果に発展しうる業務が多く含まれることから、特にこの規定を設け、留置業務に係る教養の必要性を明確にしたものである。

従来より、留置専務員教養や補勤者教養の実施は積極的に行われているところであるが、本規定が設けられた趣旨にかんがみ、留置業務に関する教養をさらに積極的に推進されたい。

なお、留置業務に専従して担当する警察官のみならず、他の部門に属する警察官であっても、看守勤務や被留置者の護送に従事する場合には、その業務に従事している限りにおいて、「留置担当官」としての地位を有することになることから、本項の適用対象となる。

(5) 捜査と留置の分離（刑事収容施設法第16条第3項関係）

刑事収容施設法第16条第3項は、留置担当官が、その留置施設に留置されている被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならないことを規定しているが、これは、「捜査と留置の分離」のうち、その原則に当たる部分、すなわち、被留置者の処遇を捜査に利用してはならないことを明文化したものである。

留置担当官とは、現に留置業務に従事する警察官であり、留置管理係員のほか、応援で一時的に留置業務に従事する警察官も、留置業務に従事する限りにおいて留置担当官となる。

したがって、応援で一時的に留置業務に従事する警察官は、留置業務が終了すれば留置担当官ではなくなることから、その後当該被留置者の捜査に従事しても、直ちに本項違反となるわけではない（しかしながら、捜査と留置の分離の原則としての本項の趣旨にかんがみ、留置業務が終了した後に当該被留置者の捜査に従事することは望ましくない）。

取調官、取調補助者、捜査の取りまとめを行う警察官等が担当する被疑者と接触する場合には、客観的に捜査と評価されることとなるから、これらの者が担当する被留置者の留置担当官となることは、本項に違反することとなる。

したがって、これらの者は、担当する被疑者に係る留置業務に従事してはならず、また、護送（引き当たり護送を除く。）の運転員となることは本項の趣旨に照らし望ましくない。

(6) 被留置者の分離（刑事収容施設法第17条関係）

留置施設においては、被留置者を男女別に互いに分離して留置することとしている。

分離とは、それぞれの居室を相互に相手の姿が見えず、また、通常の話し声が聞こえない状態に物的に分隔するとともに、居室外における処遇についても、物的人的手段を用いてその接触防止を図ることを意味する。

刑事施設においては、男女の別のほか、被収容者の地位別（受刑者、被勾留者、死刑確定者等の別）にも分離することとしているところであり、留置施設の収容力に余裕がある場合等管理運営上支障がない場合には、被留置者の地位別の分離も実施することが望ましい。

また、少年については、少年を成人と分離して収容しなければならないこと（少年法第49条第3項）、懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年に対しては、留置施設内の特に分界を設けた場所においてその刑を執行する（少年法第56条第1項）とされていることに留意すること。

(7) 実地監査（刑事収容施設法第18条関係）

ア 実地監査の趣旨

実地監査は、法の適正な施行を期するため、警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面以外の方面にあつては、方面本部長。以下「警察本部長」という。）が指定する職員（以下「監査官」という。）が各留置施設を実地に視察し、必要な指導を行うことにより、留置施設の管理運営、被留置者の処遇等について、法の適正な実施を確保するものである。

イ 実地監査の要領

(ア) 実地監査計画

警察本部長は、毎年度次に掲げる事項を定めた実地監査計画を作成し、公安委員会の承認を受けるものとする。

a 重点項目

b 実地監査の時期（4月1日から3月31日までの間といった定め方でもよい。）

c 実地監査の方法その他警察本部長が必要と認める事項

(イ) 実地監査を実施する留置施設

実地監査は、すべての留置施設に対して、適宜の回数、実施するものとする。

(ウ) 監査官

a 法の適正な施行を期するという実地監査の重要性にかんがみ、監査官には、

総務部又は警務部において留置業務を担当する警部以上（できれば警視以上）の警察官を指定すること（できる限り、実地監査を行う留置施設の留置主任官より階級が上位のものを指定するように努めること。）。

- b 留置施設が離島にあるなどやむを得ない事由により、aに規定する者を監査官に指定することができない場合には、当該留置施設の留置業務管理者を監査官に指定することができる。
- (エ) 実地監査においては、次に掲げる事項その他の留置業務に関する状況について監査を行う。
- a 留置施設の管理運営状況
 - b 被留置者の処遇状況
 - c 護送業務の実施状況
- (オ) 監査官は、必要に応じ、留置担当職員（留置業務に従事する警察職員をいう。以下同じ。）に対して説明若しくは資料の提出を求め、又は被留置者から事情を聴取するなどにより、留置業務に関する状況を把握するものとする。

ウ 実地監査結果の報告

監査官は、速やかに警察本部長に実地監査の結果を報告すること。また、留置業務管理者は、監査官から改善を要するとして指摘された事項については、その改善策を警察本部長に報告するものとする。警察本部長は、実地監査の実施状況及びそれを受けて各留置施設において執られた措置についてとりまとめ、公安委員会に報告するものとする。

エ その他

- (ア) 監察の機会に、実地監査を実施することも可能である。
 - (イ) 実地監査に当たらない巡回指導についても、必要に応じて随時行うことができることは当然である。
 - (ウ) 実地監査の実施結果については、年度ごとに集約し、警察庁長官官房総務課長に報告すること。
- (8) 巡察（刑事収容施設法第19条関係）

巡察は、留置施設の適正な管理運営を確保し、被留置者の処遇の斉一を図ることを目的に、全国的な見地から、国家公安委員会の定めるところにより、警察庁長官がその指定する職員に直接留置施設を視察させるものである。

(9) 留置施設視察委員会（刑事収容施設法第20条から第23条まで関係）

刑事収容施設法第20条から23条までの規定は、留置施設視察委員会の設置、所掌事務、組織、意見の公表等について定めたものである。

刑事収容施設法第20条において、警察本部に留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会は、留置施設を視察し、その運営に関し、留置業務管理者に対して意見を述べるものと規定している。

これは、留置施設の運用状況について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、部外の第三者からなる機関を設置することとしたものであり、委員会が留置施設の実情を的確に把握した上で意見を述べることによって、留置施設の運営の改

善向上に資することを目的とする。

刑事収容施設法第22条第3項において、留置業務管理者は、委員会の委員による視察及び被留置者との面接について必要な協力をしなければならないことと規定されたところでもあり、上記の趣旨にかんがみ、各留置施設においては、委員会がその任務を達成するため必要な協力をを行うとともに、委員会が述べた意見はできる限り留置施設の運営に反映させるよう配慮すること。

ア 委員会の組織

(ア) 基本的考え方

委員会は、委員10人以内で組織し、委員は人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、公安委員会が任命することとされており、その任期は1年である（ただし、再任を妨げない。）（刑事収容施設法第21条）。委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号に該当する非常勤特別職の地方公務員である。

これらのほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めるとされている。

(イ) 委員の人選

委員会の性格に照らし、委員会の委員は、地域住民のほか、弁護士等の法律関係者、医師等を含めることが適当と考えられる。

警察本部の留置業務主管課長等は、公安委員会が委員を選定するに当たって、同委員会を補佐するものであるので、委員会の委員の構成が、特定の範囲の年齢、性別、業種等に偏ることがないように、必要な助言を行うようにすること。

イ 委員会の会議

委員会の会議の招集、公開等については、委員会の定めるべきことであるが、警察として、委員会に要望等すべき点や留意すべき事項は次のとおりである。

(ア) 会議の招集

委員会の会議の招集手続については、基本的には委員会の判断であるが、委員会の会議を求める必要があると警察において判断する場合もありうる。このような場合に対応できるよう、警察本部の留置業務主管課長等が委員長に対し委員会の会議の招集を求めることができるようにするなど、委員会の理解を求めること。

(イ) 会議の場所

委員会の会議においては、被留置者に係る個人情報や留置施設の保安に係る情報等の非開示情報が取り扱われることが予想されることから、同会議は警察施設で開催することが望ましいので、その旨理解を求めること。

なお、警察施設外の場所等秘密保全上問題のある施設で会議を開催する場合には、当然、協力が困難なこともありうる。

(ウ) 物品の提供等

委員会に対しては、パソコン、電磁的記録媒体のほか、委員会が収集した資料を保管するための施錠機能付きの設備（鍵のかかるキャビネット等）等事務を処理するために必要な物品を提供するなど必要な協力をを行うこと。

(エ) 会議の公開

会議の公開、非公開については、基本的には委員会の判断であるが、会議においては、非開示情報をもとに意見交換等されることが十分予想されるので、一律、会議を公開とすることは適切ではなく、会議を公開する場合は開示情報のみしか扱えないなど会議の公開は極めて限定的なものになることを十分説明すること。

(オ) 警察本部留置担当課職員の会議への出席

委員会の会議に警察本部留置担当課職員の出席を認めるかどうかについては、基本的には委員会の判断であるが、留置関係資料の提供や説明、議事録の作成等の観点から、当該職員の会議への出席が円滑な会議の運営に極めて有効であると考えられるので、通常は、会議に当該職員が出席することとなるよう、委員会に理解を求めること。

もちろん、警察本部留置担当課職員の出席なしで委員会を開催する必要があると委員会において判断することも否定できないことから、すべての会議にこれらの職員の出席を認めるように求めることは適切ではない。

ウ 委員会に対する情報の提供

(ア) 基本的考え方

委員会は都道府県警察本部に置かれる機関であることから、委員会が保有する文書や情報の取扱いは、当該都道府県警察における規程等に従って行われるべきものである。したがって、委員会の保有する文書及び情報については、その保管場所、管理方法、外部への持出し方法及びその要件、委員の私物パソコン等での情報の取扱いの可否等、各都道府県における取扱いに則した具体的な取扱いについて、あらかじめ委員会と協議し、了解を得ておく必要がある。

なお、留置施設の運営状況を的確に把握するための手段として、留置業務管理者は、公安委員会の定めるところにより、委員会に対し留置施設の運営状況について情報を提供することとされており（刑事収容施設法第22条第1項）、被留置者のプライバシーを含む情報や留置施設の保安に関する情報等の非開示情報を提供する場合があることから、そうした情報を提供する場合には、特にその取扱いに十分注意するよう委員に対し周知しておく必要がある（委員には刑事収容施設法第21条第5項により守秘義務が課されることも、念のため、委員に伝えておくこと）。

(イ) 提供する情報

情報の提供は、都道府県の公安委員会が定めるところによるものとされているが、1年に1回定期的に、各留置施設の運営状況を把握するための基本的な情報を提供するほか、留置施設の運営状況に大きな変更があった場合等必要に応じて情報を提供することとすることが適当である（刑事収容施設法第22条第1項）。

なお、刑事収容施設法第190条第1項又は第208条第1項の規定による措置に関する事項は、同法第22条第1項により必ず報告すべき事項とされていることに留意すること。この際、自弁の書籍等の閲覧を許さない措置を執った場合には、この間に実際に閲覧を許さなかった書籍等の名称（雑誌の場合には、雑誌

名の他、○年○月号等特定ができる事項)についても、情報提供すること。

また、委員会から説明や資料提出を求められた場合には、その都度、提供の可否を判断した上で、適宜の方法により情報を提供すること。

なお、委員会に対する情報の提供は、原則として書面で行うものとし、書面の作成に当たっては、できる限り平易な表現を用いるとともに、必要に応じて図表等を用いるなどして、委員の理解を深めるように努めること。

その他、情報の提供方法や保管方法等に関する具体的事項は、あらかじめ委員会と協議し、了解を得ておくのが望ましい。

(ウ) 非開示情報が記録された文書（電磁的記録を含む。）の取扱い

委員会に提供した非開示情報（被留置者の個人情報等）が記録された文書（電磁的記録を含む。）の管理については、その情報の機密性の程度に応じ、情報セキュリティポリシー、警察情報セキュリティ対策基準等の関係規定にしたがった取扱いがなされるようにすること。

エ 視察

(ア) 基本的考え方

刑事収容施設法第22条第2項において、委員会は、留置施設の運営状況を的確に把握するための手段として、委員による留置施設の視察をすることができ、同項第3号において、留置業務管理者は、この視察について、必要な協力をしなければならないこととされている。

視察は、委員会の権限であり、委員会がいつ、どの留置施設について、どの委員が視察するかを決定するものである。

1年に1回を目途としてすべての留置施設（常設されていない留置施設については、この限りでない。）について視察を行う運用とすることが望ましいが、これにより難しい場合でも、最低2年に1回はすべての留置施設について視察が行われるようになるよう、委員会に理解を求めること。

そのため、年度当初の会議で、年間の視察計画を定めておくことが望ましい。

なお、視察の時間帯や態様について法律上の制限はないが、例えば、夜間帯の視察や抜き打ちの視察は、対応が不可能又は困難である場合が想定されることから、その旨委員の理解を得るとともに、仮に夜間帯や抜き打ちの対応を行うことが想定される場合には、その方法や委員の使用する交通手段（自家用車の使用を認めるか否か等）について、あらかじめ委員会と協議しておくこと。あわせて、委員の身分証明書を委員に交付しておく必要がある。

(イ) 視察の実施

委員が留置施設を視察する際には、委員であることが判別できるように、リボン、標章等を着装するよう求めること。

委員が留置施設内に携帯電話、たばこ等の持ち込んではならない物を持ち込まないように留意すること。

視察する場所は、基本的には委員が希望する場所であるが、例えば、異性の被留置者の入浴を視察することや、被留置者を収容中の保護室の内部に立ち入るこ

とは不適切と考えられるので、このような場合には委員と協議して、入浴時間帯以外の時間に視察してもらう、保護室の外側から内部を視察してもらうなどの措置を執る必要がある。

オ 面接

(ア) 基本的考え方

委員会は、必要があると認めるときは、留置業務管理者に対し、委員による被留置者との面接の実施について協力を求めることができ、留置業務管理者は、この面接について必要な協力をしなければならない（刑事収容施設法第22条第2項及び第3項）。

この面接は、不服申立てではなく、委員が留置施設の運営状況を的確に把握するためのものである。

この面接は、被留置者が応じることを前提として、委員会の権限として行うものであり、面接を実施するか否か、また、誰と面接を行うかは、すべて委員会の決定による。被留置者が委員との面接を希望したとしても、面接を実施するかどうかは、委員会が判断することになる。

未決拘禁者である被留置者に対して面接を実施するに当たっては、捜査部門と事前に調整の上、面接について協力すること。

なお、通常、委員は接見等禁止決定の対象から除外される運用になると思われるが、もし、委員が接見等禁止決定の対象から除外されていない場合には、被留置者との面接は、接見等禁止決定の一部解除がなされてから行う必要がある。

(イ) 面接の申出

視察が行われる施設においては、委員による視察が行われる数日程度前に、被留置者に対して視察がある旨を伝え、面接希望者を募ることとする。

被留置者が委員との面接を希望する場合は、留置業務管理者にあててその旨を記載した面接希望書を作成させ、留置施設の職員に提出させること。この際、面接を実施するか否かを決めるのは委員会であり、希望しても必ず面接できるわけではなく、面接を実施しない旨の通知も行わない点を教示することとする。

被留置者が面接希望書を提出したときは、留置業務管理者はその書面を委員会の庶務担当者に回付することとし、庶務担当者は、面接希望を申し出た被留置者を面接希望者名簿に登載し、面接希望申出があったことを速やかに適宜の方法により委員会に対して伝えること。

(ウ) 面接対象者の選定等

a 委員会が、面接希望者名簿に登載された被留置者との面接について協力を求めた場合

委員会が、面接希望者名簿に登載された被留置者との面接について、留置業務管理者に対し、協力を求めた場合には、留置業務管理者は、面接対象者に対し、委員面接の実施について告知するとともに、委員会の庶務担当者を通じて、面接日程の調整を行うこと。

b 委員会が、面接希望者名簿に登載されていない者との面接について協力を求

めた場合

委員会が、面接希望者名簿に登載されていない被留置者との面接についても留置業務管理者に対し協力を求めた場合には、留置業務管理者は、面接の対象となる適宜の被留置者を選定し、選定した被留置者に対し委員による面接について説明し、その同意を得た上で面接日程の調整を行うこと。

(エ) 面接の実施に当たり留意すべき事項

委員による面接の実施に当たっては、次の点につき留意するよう委員に対して説明すること。

- a 面接の場所に携帯電話、たばこなどの禁制品を持ち込まない。
- b 留置施設の運営と無関係な話題（例：被留置者の裁判に関する話題）には触れない。
- c 被留置者からの伝言等の依頼には応じない。
- d 面接終了後は、職員にその被留置者を確実に引き渡す。

(オ) 面接の場所・立会

面接の場所は、原則として面会室とするが、やむを得ず面会室を使用することができない場合には、留置施設内の診療室等において、不要な備品等を撤去して使用することとされたい。

委員による面接には、原則として職員を立ち合わせない取扱いとする。ただし、委員から立会いの求めがあった場合には、被留置者にその旨を告知し、職員を立ち合わせることとすること。

カ 委員会に提出する書面の取扱い

(ア) 基本的考え方

刑事収容施設法は、被留置者が委員会に対して書面を出すことを前提として、同法第22条第4項において、被留置者が委員会に対して提出する書面を検査してはならないことを規定している。したがって、留置業務管理者は、被留置者から委員会に対して書面を送付してほしい旨の要望を受けた場合は、特段の事由がない限り、当該書面を受けとり、委員会の庶務担当者に回付すること。

委員会に提出する書面は、信書に該当することとなることから、接見等禁止決定の効果は、被留置者が委員会あてに提出する書面にも及ぶと解される。通常は、委員は接見等禁止決定の対象から除かれる運用となると思われるが、委員会との信書の発受について接見等禁止決定の対象から除外されていない場合には、面接の場合と同様に、接見等禁止決定の一部解除がなされた上で、提出させることとなる。被逮捕者については、捜査部門と調整する必要がある。

(イ) 書面の作成

被留置者が委員会に対して提出する書面の内容は自由だが、書面の作成及び事務処理の便宜を図るため、必要に応じ、統一した様式の意見・提案書を使用して作成させること。

(ウ) 書面の提出

被留置者が委員会あてに作成した書面は、委員会あてと明示した上で、封書に

より提出させること。この際、書面に対する委員会からの回答は必ずなされるものではない点を教示されたい。

提出を受けた留置業務管理者は、速やかに委員会の庶務担当者に回付すること。

(エ) 提出された書面の処理等

委員は、提出された書面の内容に応じて面接の実施の必要性などを判断し、委員会による議事を経て対応することとなると考えられる。

なお、書面の量が多いなどの理由で、委員会から協力依頼の要請があった場合には、委員会の庶務を担当する警察本部留置業務主管課の職員が書面の取扱いに協力して差し支えない。

また、委員に提出された書面の開封は、委員会の場において行われることが通例であろうが、委員会が常設の機関ではないこと、被留置者の留置期間は平均1か月間程度であることを考えると、この通例の対応では、被留置者からの書面での申出に的確に対応できないおそれがある。そこで、委員会の会期の狭間に提出された書面の取扱いについては、委員会と協議をしておくこと（例えば、当該書面の取扱い担当委員を委員会において定め、書面を受け取った委員会の庶務担当者が同委員と連絡を取って書面を開封することなく同委員に交付するという方法もあるし、書面を受け取った委員会の庶務担当者がまず書面を開封して内容を担当委員に伝えるといった方法もある。）。

キ 委員会の意見及びこれに対する措置

委員会は、留置施設の視察、被留置者との面接及び留置業務管理者から提供された情報などによって留置施設の運営状況を的確に把握した上で、留置業務管理者に対し留置施設の運営に関する意見を述べることとされている（刑事収容施設法第20条第2項）。

なお、委員会の意見は、委員会として提出されるものであるから、委員個人の意見については、適切に対応する必要はあるものの、委員会の意見として公式に対応する必要はない。

また、警察本部長は毎年、委員会が留置業務管理者に対して述べた意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表することとされている（刑事収容施設法第23条）。したがって、留置業務管理者は、前年度における委員会の意見及びこれを受けて講じた措置（措置を講じなかった場合はその理由）その他委員会の活動について、警察本部長に報告することとする。

また、警察本部長による意見等の公表は、その概要をホームページ等に掲載するなどして一般の閲覧に供するために必要な措置をとることとする。

ク 委員の氏名等の取扱い

委員を保護し、委員の職務の円滑・適正な執行を確保するため、委員の氏名、住所、職業その他委員個人の特定につながる情報は、被留置者に知られることのないよう十分注意するものとし、施設外において公表する場合にも、委員個人の特定につながらない程度で公表するものとする（例えば、「甲委員：女性、50歳代、自営業」など）。

(10) 意見聴取（刑事収容施設法第24条で準用する第6条関係）

警察本部長は、当該都道府県警察における警察業務を統括（留置業務管理者を指揮監督）する立場であることにかんがみ、留置施設の適正な運営に資するために必要な意見を聴取することに努めなくてはならないこととされている。

本条の規定は、都道府県警察に、意見聴取のための特別な機関を設けることを想定したものではなく、検察庁、裁判所、刑事施設、入国管理局等との協議の場等を通じて、積極的に様々な意見を聴取し、かつ、留置業務に関する理解を求めるものとするものである。

(11) 裁判官及び検察官の巡視（刑事収容施設法第24条で準用する第11条関係）

裁判官及び検察官が留置施設を巡視することができることを規定したものであり、旧監獄法第4条第2項及び受刑者処遇法第11条と同様の趣旨を定めるものである。

刑事訴訟法の規定により勾留の裁判を行う裁判官及び勾留状の執行の指揮を行う検察官が、職務遂行上必要とされる知見を得るために、留置施設の巡視をすることができるとしたものである。

なお、裁判官及び検察官には、留置業務に関する指揮監督権がなく、視察に際して、留置業務に関し何らの指示等を行う権限を有しない。

(12) 参観（刑事収容施設法第24条で準用する法第12条関係）

外部の者による留置施設の参観を許可することができることを規定したものであり、旧監獄法第5条及び受刑者処遇法第12条と同様の趣旨を定めるものである。

許可することが相当と認める場合とは、

ア 刑法学、刑事学等の研究を目的とする場合

イ 留置施設に関する法令、予算に関する審議の参考とすることを目的とする場合

ウ 留置施設を参観させることにより留置施設の運営状況について理解を得ることが適当である場合

エ その他留置業務管理者が相当と認める場合

が考えられ、留置業務管理者は、相当と認める場合には、留置施設の管理運営上の支障等を勘案し、参観を許可することができるものである。

第2 被留置者の処遇（刑事収容施設法第2編第1章及び第3章関係）

1 留置の開始

(1) 留置開始時の告知（刑事収容施設法第180条、内閣府令第1条関係）

刑事収容施設法第180条第1項において、告知について規定している。告知事項は同項各号に列記されている。告知の方法は、刑事収容施設法第180条第2項及び内閣府令第1条に定められている。

なお、同条第1項で、告知は告知事項を記載した書面（以下「告知書」という。）を提示することにより行うことが規定されているが、告知に際しては、被留置者が告知事項を理解することができるように十分な時間提示すること（通常、まず、身体・所持品検査時に提示することとなろうが、検査時に読了し終えないことも想定される。その場合には、被留置者の希望に応じ、居室に入室後も、読了するまで書面を保持させるなど告知事項が被留置者に認識されるよう配慮すること。）。また、

留置後に告知書の再提示を求められた場合には、何度でも、必要な時間、再提示を行うなど、配慮すること。また、あわせて、遵守事項等について、留置施設内の見やすい場所に掲示することが望ましい。

内閣府令第1条第3項の必要と認める場合としては、例えば、留置の開始時において興奮している等の事情により、当該被留置者がその場において告知事項を理解することが困難であったと認める事情があるときなどが考えられる。

(2) 識別のための身体検査（刑事収容施設法第181条関係）

ア 概要

法第181条第1項において、識別のための身体検査について規定している。

識別のため必要な限度における身体の検査とは、具体的には、傷痕、手指の欠損等の身体的特徴の確認、写真の撮影、指紋の採取等である。ただし、同項に基づく身体検査は「その者の識別のため必要な限度」のものであることに留意すること。

身体的特徴の確認は、肌着を脱がさないで認知できる範囲において確認するものとする。ただし、肌着を脱がせて刑事収容施設法第212条第1項の身体検査を実施し、又は被留置者が任意に肌着を脱いで傷痕等の調査に応じた機会にこれらを認知した場合は、記録しても差し支えない。なお、危険物等の持ち込みを防止するための、身体、着衣及び所持品の検査は、留置施設の規律及び秩序の維持のためのものであり、本条ではなく第212条を根拠とするものである。

イ 女子の被留置者に対する身体検査等

女子の被留置者の身体検査は、その羞恥心に配慮する必要があることから、刑事収容施設法第181条第2項において女子の身体検査について規定されている。

女子の被留置者に対する身体検査については、同項に規定するところによるほか、男子の留置担当官が身体検査室に入ったり、当該女子の被留置者の姿が見える場所から女子の職員を指揮するなどしないこと。

(3) 起居動作の時間帯（刑事収容施設法第184条・内閣府令第3条関係）

留置業務管理者は、食事、就寝その他の起居動作をすべき時間（日課時限）を定め、これを被留置者に告知するものとされている。

したがって、留置業務管理者は、内閣府令第3条の基準に従い日課時限を定め、その内容を告知書に記載するほか、留置施設内の見やすい場所に掲示する等して、被留置者が容易に知ることができるよう配慮すること。

被留置者の処遇は、原則として日課時限に沿って行われることとなるが、被留置者は刑事手続の対象でもあり、勾留質問、取調べ、引き当たり捜査、公判出廷、弁護人等との面会等を実施すべき公益上の必要性もある。

したがって、具体的事案に応じて、やむを得ず定められた時間に日課を実施できないこともあり得るが、例えば、就寝時刻を経過後引き続き取調べが行われている場合には、留置主任官から捜査主任官に取調べの打ち切りについて検討するよう要請するとともに、関係簿冊に記録すること。

また、やむを得ない事由により食事、運動、入浴、就寝及び健康診断を所定の時刻に実施できない場合には、確実に補完措置を講じるとともに、その理由及び補完措置の実施状況を関係簿冊に記録すること。被留置者が補完措置を辞退した場合にも、その旨及びその理由を関係簿冊に記録すること。

2 物品の貸与等及び自弁（刑事収容施設法第2編第3章第4節関係）

(1) 概要

刑事収容施設法第2編第3章第4節は、被留置者に対する物品（書籍等を除く。）の貸与又は支給、自弁の物品の使用又は摂取等について定めるものである。

刑事収容施設法第186条から第190条まで及び内閣府令第5条及び第6条により、被留置者に貸与する物品、被留置者に支給する物品及び被留置者に自弁のものの使用又は摂取を許す物品が定められている。

また、被留置者に対して支給又は貸与する物品は、被留置者の健康を保持するに足り、かつ、国民生活の実情等を勘案し、被留置者としての地位に照らして、適正と認められるものでなければならない（刑事収容施設法第189条）。

なお、書籍等の閲覧については、法第2編第3章第8節の定めるところによる。

(2) 被留置者に貸与・支給する物品（刑事収容施設法第186条関係）

刑事収容施設法第186条第1項においては、原則として、被留置者に対し貸与又は支給する物品を規定している。このうち支給されるものは同項第2号の食事及び湯茶のみであり、その他の物品は貸与されるものである。

同項第3号の日用品は、（タオル類、食器類、ちり紙、石けん、洗面器、洗剤、スリッパ等）、筆記具等である。

(3) 被留置者の自弁のものの使用又は摂取を許す物品（刑事収容施設法第187条、内閣府令第5条関係）

法第187条及び内閣府令第5条においては、被留置者に対し、自弁のものの使用又は摂取を許す物品について規定している。

これらの物品は、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がないと認める場合、刑事収容施設法第190条の規定により禁止されない場合、被留置受刑者について改善更生に支障がないと認める場合に、その使用又は摂取を許すこととなる。

自弁のものの使用又は摂取を許した物品について、居室内への持ち込み個数、保管庫からの取り出し時間等を制限するのは、法第195条第1項及び内閣府令第8条によることとなる。

(4) 原則として被留置者に自弁のものを使用させる物品（刑事収容施設法第188条、内閣府令第6条関係）

刑事収容施設法第188条第1項及び内閣府令第6条においては、原則として被留置者に自弁のものを使用させる物品について規定している。

これらの物品についても、被留置者が自弁のものを使用することができない場合であって、必要と認めるときは、貸与又は支給するものとされている（刑事収容施設法第188条第2項）。

3 金品の取扱い（刑事収容施設法第2編第3章第5節関係）

(1) 留置開始時の所持金品

ア 検査と被留置者に対する処分の要求（刑事収容施設法第191条及び第192条関係）留置業務に従事する職員は、被留置者が留置される際に所持する現金及び物品（信書と書籍を含む。）について、検査を行うことができる。

留置業務管理者は、留置開始時の所持物品が刑事収容施設法第192条第1項各号のいずれかに該当するときは、被留置者に対し、その物品について親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めることとなる。

被留置者に対しこの処分を求めた場合において、被留置者が相当の期間内にその処分をしないときは、留置業務管理者は、売却して代金を領置する。

売却することができないものは、廃棄することができる。

この場合の相当の期間は、具体的状況に応じ、被留置者が処分をするまでに必要と認められる期間、保管に要する場所、管理に必要な体制、腐敗、滅失すると思料される期間、発生し得る危険の度合い等を勘案して、留置業務管理者が判断するものである。

イ 引渡し・領置（刑事収容施設法第194条関係）

アによる処分の対象とならない所持金品で、次に掲げるものは、刑事収容施設法第194条第2項の規定により留置業務管理者が領置する。

(ア) 現金

(イ) 被留置者が留置施設内において使用し、又は摂取することができないもの

アによる処分の対象とならない所持物品で、被留置者が留置施設内において使用し、又は摂取することができるものは、同条第1項の規定により被留置者に引き渡す。

従前は、留置開始時に被留置者が所持する金品については、被疑者留置規則第9条の規定に基づき、危険物（同条第1項）及び現金、有価証券その他貴重品（同条第2項）について、留置主任官が保管することと規定されていた。しかしながら、刑事収容施設法第194条第2項では、現金及び被留置者が使用し、又は摂取することができるもの以外のものは留置業務管理者が領置することとされた。これにより、被留置者の金品についての区分が従前と異なることとなっているので、特にその取扱いに留意されたい。

なお、領置金品については、留置規則第19条において、留置業務管理者がその数量、保管者等を明確にして保管しておかなければならないと規定されている。

(2) 留置中に取得した金品（刑事収容施設法第191条、第192条及び第194条関係）

被留置者が留置中に取得した現金及び物品（信書を除く。）であって、差入金品（被留置者に交付するため当該被留置者以外の者が留置施設に持参し、又は送付した現金及び物品をいう。以下同じ。）以外のものの検査等は、(1)の被留置者が留置される際に所持する現金及び物品と同様の取扱いが定められている。

(3) 差入金品

ア 検査・引取りの要求（刑事収容施設法第191条・第193条・第198条、施行令第12条、内閣府令第10条関係）

留置業務に従事する職員は、差入金品について、検査を行うことができる。

留置業務管理者は、差入金品が次の刑事収容施設法第193条第1項各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）に対し、その引取りを求めるものと規定されている。

引取りを求める金品のうち、同項第1号から第4号までのいずれかに該当するものについては、同条第2項から第4項までが適用され、同条第1項第5号又は第6号に該当するもの（同項第1号から第4号までのいずれかに該当するものを除く。）については、同条第5項及び第6項が適用されることとなるので、取扱いに誤りがないようにすること（第193条第2項の「公告をした日」とは、施行令第1条第2号の定めるところにより掲示をした日ではなく、掲示から14日間経過した日を指すので注意すること。例えば、6月1日の午前零時に掲示をしたのであれば、公告した日は6月15日になるが、6月1日の執務時間内に掲示をしたのであれば、公告した日は6月16日となる。）。

同条第1項第2号の「刑事訴訟法の定めるところにより」被留置者「が交付を受けることが許されていない物品」とは、弁護士等からの差入れについては、刑事訴訟法第39条第3項の規定により授受に関し日時、場所又は時間が指定された場合に、指定された以外の日時、場所又は時間において差入れがなされようとするときの当該差入物、弁護士等以外の者からの差入れについては、被逮捕者について、捜査官が被留置者への交付を許可しない物品、被勾留者について、刑事訴訟法第81条の規定に基づき授受が禁じられている物品である。同様の要件は、刑事収容施設法第196条第2号、第197条第2号、第216条第ただし書（第217条第1項ただし書及び第2項ただし書で準用する場合を含む。）、第221条ただし書に規定されているが、いずれも同趣旨である。

なお、留置規則第18条第1項において、留置主任官は、弁護士等以外の者が被逮捕者に対して交付しようとする差入物が刑事訴訟法の定めるところにより交付を受けることが許される物品であるかどうかについて、捜査主任官の意見を聴くこととされている。

また、差入金品のうち同条第1項各号のいずれにも該当しないものについて、被留置者がその交付を受けることを拒んだ場合には、同条第7項が適用される。

同条第5項の処分の手続は、(1)の留置開始時の所持金品に関する処分と同様である。このほか、差入れに関する制限については、刑事収容施設法第198条で準用する第51条及び内閣府令第10条に規定がある。

(4) 保管私物等（刑事収容施設法第195条、内閣府令第5条関係）

ア 定義

金品の管理等に関して次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- (ア) 保管私物 被留置者が刑事収容施設法第194条第1項の規定により引渡しを受けて保管する物品（信書を含む）
- (イ) 保管限度量 被留置者1人当たりについて保管することができる物品の量として留置業務管理者が定める量（被留置者が当事者である係属中の裁判所の事件に関する書類その他留置業務管理者が相当と認める物品（補正器具等）を除く。）
- (ウ) 領置限度量 被留置者1人当たりについて領置することができる物品の量として留置業務管理者が定める量（被留置者が当事者である係属中の裁判所の事件に関する書類その他留置業務管理者が相当と認める物品（補正器具等）を除く。）

イ 保管限度量及び領置限度量の定め

留置業務管理者は、留置施設に設けられた収納庫の大きさ等を参酌して、保管限度量及び領置限度量を定める必要がある。ただし、その量は、必ずしも容積による必要はなく、例えば、備え付けられている保管ロッカー1人分（及び別保管の〇〇を〇個）といった形で定めることとして差し支えない。

ウ 保管私物等の保管方法に関する制限（刑事収容施設法第195条第1項、内閣府令第5条関係）

留置業務管理者は、被留置者の保管私物の保管方法について、保管場所からの保管私物の持出し及び保管場所への保管私物の収納に関し、保管私物を保管させる場所、保管私物の出し入れを行うことができる時間帯、その他留置施設の管理運営上必要と認められる制限を行うことができる。

これにより、管理運営上必要な場合には、例えば、被留置者ごとの個別のロッカーの指定、居室へのタオルや書籍の持ち込み個数の指定、ロッカーの物品を出し入れできる時間の指定等を行うことができることとなる。

なお、書籍の内容に基づく閲覧の禁止は刑事収容施設法第2編第3章第8節の規定によるものであることに留意すること。

エ 限度量超過物に関する処分要求

刑事収容施設法第195条第2項において、留置業務管理者は、被留置者の保管私物の総量が保管限度量を超えるとき、又は領置総量が領置限度量を超えるときは、当該被留置者に対し、その超過量に相当する量の物品について、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めることができること、腐敗し、又は滅失するおそれが生じた物品についても、同様とすることが規定されている。この処分の手続は(1)の留置開始時の所持金品の処分の手続と同様である。

オ その他

刑事収容施設法第195条第3項で準用する第48条第4項において、留置業務管理者は、被留置者が保管私物について領置することを求めた場合において、相当と認めるときは、領置総量が領置限度量を超えることとなる場合を除き、これを領置することができることが、第5項において、留置業務管理者は、被留置者の求めに応じて領置している物品について、被留置者がその引渡しを求めた場

合には、保管総量が保管限度量を超えることとなることを除き、これを引き渡すものとするのが規定されている。

- (5) 領置金の使用（刑事収容施設法第196条、第198条、内閣府令第10条関係）
刑事収容施設法第196条は、いわゆる自弁購入等に関する規定である。

留置業務管理者は、被留置者が、自弁物品等を購入し、又は留置施設における日常生活上自ら負担すべき費用に充てるため、領置されている現金を使用することを申請した場合には、自弁物品を購入するための現金の使用の場合において、同条各号のいずれかに該当する場合を除き、必要な金額の現金の使用を許すものとされている。

なお、同条第2号の「刑事訴訟法の定めるところにより購入する自弁物品の交付を受けることが許されないとき」の意義については、3(3)参照。

このほか、自弁物品等の購入に関する制限については、刑事収容施設法第198条で準用する第51条及び内閣府令第10条に規定がある。

- (6) 保管私物又は領置金品の交付（刑事収容施設法第197条関係）

刑事収容施設法第197条は、いわゆる宅下げに関する規定である。

留置業務管理者は、被留置者が、保管私物又は領置されている金品（文書図画に該当するものを除く。）について、他の者（同じ留置施設に留置されている者を除く。）への交付（信書の発信に該当するものを除く。）を申請した場合には、同条各号のいずれかに該当する場合を除き、これを許すものとされている。

なお、同条第2号の「刑事訴訟法の定めるところにより購入する自弁物品の交付を受けることが許されないとき」の意義については、3(3)参照。

信書の発信に該当するものは、刑事収容施設法第2編第3章第10節第2款及び第3款の定めるところによるものである。

- (7) その他

ア 領置物の引渡し

刑事収容施設法第198条で準用される第52条は、領置金品の引渡しに関する規定である。

刑事収容施設法第198条で準用する刑事収容施設法第52条の規定により、留置業務管理者は、被留置者の釈放の際、領置している金品を引き渡すこととされた。

したがって、例えば、留置施設の図面等留置施設外に持ち出されることにより留置施設の規律及び秩序を害するおそれのある物であっても、刑事収容施設法第190条第2項（刑事収容施設法第208条第2項で準用する場合を含む。）で準用する刑事収容施設法第153条各号に掲げる物に該当する物であって、反則行為に対する措置の手續を執った上で同条の規定に基づき都道府県に帰属させた場合を除き、被留置者に引き渡すこととなる。釈放時の検査の際にこれらの物を見つけても、都道府県への帰属処分を執る時間的な余裕がない場合も考えられるので、頻繁に所持物品の検査を行っておくこと。

イ 釈放者等の遺留物

刑事収容施設法第198条で準用される第53条は、釈放された被留置者の遺留物に関する規定、第54条は逃走した被留置者の遺留物に関する規定である。

これらはいずれも所定の期間内に引渡しの申出又は引渡しに要する費用の提供がないときは、その遺留物は都道府県に帰属することとされている。

ウ 死亡者の遺留物(刑事収容施設法第198条で準用する第55条、第239条、施行令第1条、施行規則第29条関係)

刑事収容施設法第198条で準用する第55条は、死亡した被留置者の遺留物に関する規定である。

(ア) 被留置者が死亡した場合は、留置業務管理者は、刑事収容施設法第259条及び内閣府令第29条に基づき、遺族等に対し通知を行うこととなる。

なお、領事関係に関するウィーン条約(昭和58年条約第14号)第37条(a)により、同条約加盟国の国籍を有する外国人が死亡した場合には、その旨を遅滞なく領事機関に通報することとされていることに留意すること。

(イ) 死亡した被留置者の遺留物は、刑事収容施設法第198条で準用する第55条第1項及び内閣府令第11条第1項に基づき、引渡しの申請を最初にした遺族等に引き渡すものとされている。

(ウ) 死亡した被留置者の遺留物がある場合において、その遺族等の所在が明らかでないため通知をすることができないときは、刑事収容施設法第198条で準用する第55条に基づき、留置業務管理者は、その旨を公告することとする。

公告及び遺留物の都道府県への帰属については、差入物と同様の取扱いである。

4 保健衛生及び医療(刑事収容施設法第2編第3章第6節関係)

(1) 保健衛生及び医療の原則(刑事収容施設法第199条関係)

刑事収容施設法第199条は、保健衛生上及び医療上の基本原則について規定したものである。

(2) 健康診断(刑事収容施設法第200条、内閣府令第12条関係)

被留置者の身柄を拘束している留置施設には、被留置者の健康を保持する責任があり、その前提として、まず被留置者の健康状態を把握する必要がある。

そこで、刑事収容施設法第200条第1項に、留置開始時に健康状態の事情聴取を行うこと、同条第2項でおおむね1月に2回及び保健衛生上必要があるときに健康診断を行うことが規定されている。

「保健衛生上必要があるとき」とは、留置施設内において食中毒の発生の疑いが生じた場合、複数の被留置者が感染症にかかった疑いがある場合等が考えられる。なお、健康診断は、留置業務管理者の委嘱する医師により実施されなければならない点に留意すること。

定期健康診断の項目については、内閣府令第12条に規定されている。

(3) 診療等(刑事収容施設法第201条関係)

刑事収容施設法第201条は、留置業務管理者が委嘱する医師等による診療等に関する措置についての規定である。本条により、被留置者に対する医療行為の責任

は留置業務管理者が負うことが明確にされている。

医師等とは、医師又は歯科医師である（刑事収容施設法第62条。以下同じ。）。

診療等には、栄養補給の処置を含む。なお、診療に際し処方を受けた薬類は、都道府県の費用において購入するもので、都道府県に帰属し、被留置者の保管私物とはならない。

また、被留置者がいわゆるハンガーストライキにより飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるときは、刑事収容施設法第201条第1項第2号により、その者の意思にかかわらず、医師による診療として栄養補給の処置をとるほか、その他必要な医療上の措置をとることができる。

診療は、留置業務管理者の委嘱する医師等により実施されなければならない点に留意すること。

(4) 指名医による診療（刑事収容施設法第202条、内閣府令第13条・第14条関係）

刑事収容施設法第202条及び内閣府令第13条、第14条は、指名医による診療に関する規定である。

被留置者に対する医療上の措置は原則として留置業務管理者が委嘱する医師等により行うこととなるが、被留置者がそれ以外の医師等を指名してその診療を受けることを申請した場合には、これらの規定に従って指名医による診療を許すことができるものである。

なお、内閣府令第14条第2号に規定する医療器具及び医療設備について許す場合は、指名医からの意見を聴取すること。

(5) 調髪及びひげそり（刑事収容施設法第203条、内閣府令第15条関係）

刑事収容施設法第203条及び内閣府令第15条の規定により、被留置者が自弁により調髪を行いたい旨の申出をした場合には、留置業務管理者が指定する場所で行わせることとする。

なお、被留置者に対する強制的な調髪は、留置施設における被留置者の留置期間が極めて短期間であることから、刑事収容施設法第204条で準用する第64条の感染症予防上の措置として行う場合を除き、できない。

(6) 運動（刑事収容施設法第204条で準用する第57条、内閣府令第16条関係）

刑事収容施設法第204条で準用する第57条及び内閣府令第16条の規定に基づき、日曜日、土曜日、祝日等（地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき条例で定められた休日を含む。）は、運動を行う機会を与えなくてよいこととなる。

しかしながら、被留置者の健康保持上の観点から、3日以上運動を行わない日が連続することがないように配慮すること。

祝日等に運動を実施する際にも、当直勤務員等の協力を得て十分な監視体制を確保すること。

(7) 被留置者の清潔義務（刑事収容施設法第204条で準用する第58条関係）

刑事収容施設法第204条で準用する第58条の規定は、被留置者の清潔義務に関する規定である。

(8) 入浴（刑事収容施設法第204条で準用する第59条、内閣府令第17条関係）
刑事収容施設法第204条で準用する第59条及び内閣府令第17条は、入浴に関する規定である。

(9) 感染症予防上の措置（刑事収容施設法第204条で準用する第64条、内閣府令第18条関係）

刑事収容施設法第204条で準用する第64条は、感染症予防上の措置に関する規定である。

なお、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある人の身体に対する消毒、調髪等は、必要な医療上の措置として行うことができる。

(10) 養護のための措置等（刑事収容施設法第204条で準用する第65条関係）

刑事収容施設法第204条で準用する第65条は、老人、妊産婦、身体虚弱者その他の養護を必要とする被留置者に対する養護のための措置に関する規定である。

被留置者の留置期間は比較的短期であること、捜査中の被疑者は十分な養育ができないことなどから、留置施設においては、子の養育は行わせないものとする。子の養育について規定した刑事収容施設法第66条の規定は、留置施設には準用されていない。

5 宗教上の行為等（刑事収容施設法第2編第3章第7節関係）

刑事収容施設法第205条の規定は、1人で行う宗教上の行為に関する規定である。

6 書籍等の閲覧（刑事収容施設法第2編第3章第8節関係）

(1) 自弁の書籍等の閲覧（刑事収容施設法第206条・207条、内閣府令第19条関係）

刑事収容施設法第206条及び第207条並びに内閣府令第19条は、書籍等の閲覧に関する規定である。

なお、刑事収容施設法第207条に基づく書籍等の閲覧の禁止等は、その記載内容を理由とする制限であり、凶器となり得る形状の書籍であること、保管限度量を超えること等を理由とする禁止等は、別に刑事収容施設法第2編第3章第4節により規律されるものであることに留意すること。

(2) 新聞紙に関する制限（刑事収容施設法第209条において準用する第71条、内閣府令第21条関係）刑事収容施設法第209条で準用する第71条は、新聞紙に関する制限についての規定である。

(3) 時事の記事に接する機会の付与等（刑事収容施設法第209条において準用する第72条関係）刑事収容施設法第209条で準用する第72条第1項は、時事の記事に接する機会の付与に関する規定、同条第2項は、書籍等の備え付けに関する規定である。いずれも努力規定である。

7 規律及び秩序の維持（刑事収容施設法第2編第3章第9節関係）

(1) 留置施設の規律及び秩序（刑事収容施設法第210条関係）

刑事収容施設法第210条は、留置施設の規律及び秩序の維持に関する基本原則について定めたものである。

(2) 遵守事項等（刑事収容施設法第211条関係）

刑事収容施設法第211条は、被留置者が遵守すべき事項に関する規定である。

(3) 身体検査等（刑事収容施設法第212条関係）

刑事収容施設法第212条は、被留置者の身体、着衣、所持品及び居室の検査並びに所持品の一時保管に関する規定である。

この規定は、先にも述べたとおり、留置開始に際して規律秩序の維持の観点から身体検査を行う場合の根拠となるものである。

(4) 戒具の使用（刑事収容施設法第213条、内閣府令第22条・23条関係）

被留置者に対する戒具の使用については、刑事収容施設法第213条及び内閣府令第22条、第23条において規定されている。

従来、受刑者としての地位を持つ者については受刑者処遇法及び関係下位法令が、受刑者としての地位を有する者以外の被留置者に関しては、刑事被告人収容法、留置規則、戒具訓令等の従前の法令が適用されてきたところ、今次の改正により、すべての被留置者について刑事収容施設法に規定された。

刑事収容施設法第213条第7項の医師の意見聴取は、拘束衣又は防声具の使用に当たり、その適正な使用を担保するために行うものであり、具体的には、留置担当官ができるだけ早く医師に連絡を取り、拘束衣又は防声具を使用している被留置者の状況等について説明し、医師からの意見を参酌して戒具の使用の継続の是非を判断するものである。

各留置施設においては、このような緊急の意見聴取を行う可能性があることから、拘束衣又は防声具の制式及び使用方法等について、当該留置施設の嘱託医師等（連絡を取ることができる複数の医師を確保しておくことが望ましい。）に、健康診断の機会等を利用して、平素より、十分な説明を行った上、留置業務管理者から、意見聴取について委嘱しておく必要がある。

また、戒具を使用する場合には、戒具の使用前後の被留置者の状況について、録画、録音、関係者の目撃状況の聴取等の採証活動を確実に実施しておくこと。

なお、戒具の制式は内閣府令第23条に定めるとおりである。

(5) 保護室への収容（刑事収容施設法第214条関係）

ア 総論

被留置者の保護室への収容要件及び手続については、刑事収容施設法第214条において詳細に規定されている。

刑事収容施設法第214条第2項で準用する第79条第5項の医師の意見聴取の趣旨は、拘束衣及び防声具の使用に際しての意見聴取と同様であり、保護室についても、平素より、嘱託医師等に対して十分な説明が必要である。

イ 保護室収容に当たって執るべき措置

保護室への収容に際しては、留置業務管理者は、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

- (ア) 嚙下等により自傷の危険がある物の保護室内での所持を禁止する。
- (イ) 保護室に収容中の被留置者に対しては、運動及び入浴を実施しない。
- (ウ) 監視カメラ等の設備を利用する等十分な監視体制を確保する。

- (エ) 昼夜十分な監視を可能とするべく夜間減光は一定程度にとどめる。
- (オ) 収容要件、医師からの意見聴取等法律上の要件を厳守する。
- (カ) 拘束衣を使用しないと自傷を防止できない場合は、拘束衣を使用する。

また、保護室へ収容する場合には、戒具の使用と同様に採証活動を確実に行うこと。

ウ 保護室として使用可能な居室を通常居室として使用する場合に必要な措置

保護室への収容は、そのプライバシーの保護等の観点から被留置者に負担となるおそれがあることから、次のような措置を執った上で保護室を通常の居室として利用することにより、被留置者の保護並びに留置施設の規律及び秩序の維持が可能である場合には、可能な限り当該措置をとるべきである。

- (ア) 昼夜に十分な居住環境を保つため、畳又はカーペット2～4平方メートル程度を敷くとともに、夜間には通常の寝具を用いて就寝させる。
- (イ) トイレには、使用中のプライバシーが確保されるよう衝立を設置する（可動式の衝立等を用いる。）。
- (ウ) 特別要注意者であるなど動静監視の特段の必要性がある場合を除き、居室内の一定のプライバシーを確保するため、不透明の遮蔽板（同様の機能を果たす衝立、カーテン等でも可）を設ける。
- (エ) 夜間には就寝を著しく妨げない程度に減光する。
- (オ) 前室が設けられている場合には、特段の必要がない限り、前室の扉は開放する。

(1) 災害時の避難及び解放（刑事収容法第215条関係）

刑事収容施設法第215条は、災害時の避難及び解放に関する規定である。

解放された者は、避難を必要とする状況がなくなった後速やかに、留置施設又は留置業務管理者が指定した場所に出頭しなければならず、出頭しなかった者に対しては、逃走罪に準じた罰則規定が設けられている（刑事収容施設法第293条第3項）。

(2) 留置施設への不適用事項

刑事収容施設法第76条（隔離）、第77条（制止等の措置）、第80条（武器の携帯及び使用）、第81条（収容のための連戻し）及び第82条（災害時の応急用務）の規定は、留置施設については規定されていない。

なお、被留置者が逃走した場合は、その身分や逃走の態様に応じ、刑法第97条又は第98条の被疑者として現行犯逮捕、緊急逮捕（単純逃走については適用できない。）又は通常逮捕により対応するほか、その被留置者が被勾留者としての地位を有する場合には、もとの勾留の裁判の執行として、当然に勾留状の再提示ができることに留意すること。

8 反則行為に対する措置（刑事収容施設法第190条及び第208条関係）

(1) 概要

従来、旧監獄法等上警察の留置場にも適用があると解釈されていた懲罰制度は、運用されることがなく、留置場において運用するための手続等も定められることが

ないままであった。

しかしながら、近年の被留置者による迷惑行為は質・量ともに悪化しており、この度の法整備において、留置施設における被留置者に対する制裁制度が設けられることとなった。

留置施設における制裁制度は、自弁の嗜好品の摂取の禁止、一定の書籍の閲覧の禁止との二つの禁止措置からなる。

(2) 嗜好品の摂取の禁止措置（刑事収容施設法第190条関係）

刑事収容施設法第190条の規定は、被留置者に対する自弁の嗜好品の摂取の禁止措置について規定したものである。

ここでは第1項第1号から第5号までの行為が、「反則行為」とされ、これらの行為を行った被留置者に対して、3日以内の自弁の嗜好品の摂取を禁止することができる。

ア 措置の対象となる行為

被留置者の行為が、第2項の手續において反則行為の一つ又は複数に該当するとされた場合に、禁止措置の対象となるが、これらの行為は、例えば、暴行や公務執行妨害で逮捕された場合（第1号）、留置施設内で大声を出す（第2号）、不当に遅滞して運動、洗顔、入浴、布団の出し入れ等を行う（第2号又は第3号）、留置担当官に対して繰り返し不当な要求を行ったり威迫や偽計を講じる（第3号）、身体、着衣、居室等の検査に応じない（第3号又は第4号）、護送中に戒護員（引当て捜査を行う捜査員ではない）の指示と異なった方向に動く（第3号又は第4号）、留置施設内や護送中に逃走を企てる（第4号）、留置施設内の見取り図を作成する、看守勤務員の配置等に関するメモを作成する（第4号）、他の被留置者と物のやりとりをする（第4号）、留置施設内に秘匿して物品を持ち込み、又は所持する（第4号）、留置施設内で汚物をまき散らす、居室内で私物を散らかす、居室内の清掃を行わない（第5号）等である。

イ 措置の手續等

第2項は、反則行為を認定する手續、禁止措置を適用する手續等を定めたものである。

(ア) 第150条第2項及び第3項は、禁止措置を適用する際の基本的な考え方を示したものである。

(イ) 第153条は、禁止措置を講じた場合の反則行為を組成した物（施設内で秘匿して所持していた物品等）等に関する規定である。

被留置者が反則行為をするのに使用した物品とは、他の被留置者を殴打した棒、室内にまき散らした私物等である。反則行為の結果生じ、又は得た物品若しくはその対価として得た物とは、被留置者が作成した留置施設の見取り図、他の被留置者とやりとりをした物品等である。

なお、禁止措置適用後に別途都道府県への帰属措置を執ることも可能であるが、その場合には、再度、弁解聴取等の手續を踏む必要があることに留意すること。

(ウ) 第154条は、被留置者が反則行為を行った疑いがある場合に、速やかに当該反則行為に係る調査を行うことを定める（第1項）。これは、反則行為に関してできる限り正確な調査をする必要があるためであり、通常、反則行為を認知した当日又は翌日には調査が開始されることを想定している（調査の完了にある程度の日数を要することはもちろんである。）。調査に当たっては、被留置者の所持品等について必要な検査を行い、調査に要する物品を一時取り上げて保管することができる。

(エ) 第155条は、調査の結果、禁止措置を執る必要があると判断した場合に行われる弁解聴取の手続が規定されており、その手順は以下のとおりである。

まず、被留置者に対しあらかじめ弁解を行う日時及び原因となった反則行為の事実の要旨を書面で通知し、併せて被留置者の弁解の補佐を行う者を指名し被留置者に通知する。弁解は、留置施設内の診療室等適宜の場所で行い、3人以上の警察官（補佐役の警察官は必要に応じて弁解の場に立ち会うことができるが、必要とされる3人の警察官には含まれない。）が、これを聴取する。

弁解を聴取する職員は、当該留置施設の置かれる警察本部又は警察署の警部補以上の階級にある警察官（当該反則行為に関係する者及び当該被留置者の捜査に従事する者を除く。）のうちから指名するものとし、そのうちの1人は、留置主任官（留置主任官が不在の場合は、留置主任官に代わってその職務を行う者）を指名するものとする。ただし、これによりがたい場合は、巡査部長以上の階級にある警察官（当該反則行為に関係する者及び当該被留置者の捜査に従事する者を除く。）のうちから指名するものとする。また、被留置者を補佐すべき者は、当該留置施設に係る留置業務に従事する警部補以上の階級にある警察官（当該反則行為に関係する警察官を除く。）のうちから指名するものとする。

聴取後、留置主任官が中心となって、協議を行い、禁止措置の要否及び適用すべき禁止措置の内容を、被留置者が行った弁解の要旨とともに、弁解聴取報告書として留置業務管理者に提出する。

以上が弁解聴取の手続であるが、これらの手続もできる限り速やかに行われることが望ましい。

(オ) 第156条は、禁止措置の執行に関する規定である。禁止措置の執行に際しては、措置の内容及び違反行為の要旨を通知して直ちに禁止措置を執行する。ただし、被留置者がよく反省している場合や特別な事情がある場合には、執行の全部又は一部を延期又は免除することもできる。

(3) 自弁の書籍等の閲覧禁止措置

第208条は、反則行為に対する自弁の書籍等の閲覧の禁止措置に関する規定である。反則行為の要件、禁止措置の手続等は、嗜好品の摂取の禁止措置の規定が準用されている。

どのような書籍が禁止措置の対象となるかについては内閣府令第20条において定められている。

同条第20条第1号の「性欲を興奮させ又は刺激する内容を有する書籍等」とは、
ア 性欲を興奮させ又は刺激する内容を有する書籍等
イ アに掲げるもののほか、衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真若しくはその複製物又はこれらが掲載されている書籍等
である。

「性欲を興奮させ又は刺激する」とは、刑法におけるわいせつの定義である「徒に性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」（最高裁昭和32年3月13日判決）よりも広い概念であり、ことさらに扇情的な表現方法であったり、過度に性的感情を刺激するような内容のものでなくても該当する。

同条第2号の「衣服を脱いだ人の姿態」とは、全裸又は半裸等社会通念上公衆の面で人が着用しているべき衣服を脱いだ人の姿態をいい、例えば、通常の水着を着用した人の姿態は当たらない。

雑誌の一部分に性欲を興奮させ又は刺激する写真、図画、それらの複製物、文章、衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真、複製物が掲載されているに過ぎない場合でも、当該雑誌は第1号又は第2号に該当するものとして、その全体が本措置の対象となる。

本措置を執った場合に被留置者の保管私物で本措置の対象書籍等に該当することを理由として領置した書籍等及び本措置の対象書籍等に該当することを理由として被留置者からの閲覧の申出を許さなかった書籍等については、その名称等（雑誌の場合には、名称のほか号数等）を明らかにしておくこと。

(4) その他留意事項

反則行為に対する措置を執った場合には、措置により被留置者がいらいらするなど心情的に不安定となり、逃走や他害のおそれが高まる場合が多いと考えられることから、留置規則第6条第2項に基づき、留置主任官は、捜査主任官に対し、反則行為に対する措置を執っている旨及び措置の内容、期間を連絡すること。

9 外部交通（刑事収容施設法第2編第3章第10節関係）

(1) 面会（刑事収容施設法第2編第3章第10節第1款関係）

刑事収容施設法第216条から第220条までは、面会に関する規定である。

刑事収容施設法第216条ただし書（第217条第1項ただし書及び第2項ただし書で準用する場合を含む。）の「刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されないとき」の意義については、3(3)参照。

留置規則第24条において、留置主任官は、被逮捕者に対し弁護士等以外の者から面会の申出があった場合において刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されるかどうかについて、捜査主任官の意見を聴くこととされている。

なお、弁護士等以外の者との面会に際しては、面会者にあらかじめ次の各号に掲げる事項を告知すること。

ア あらかじめ告げられた時間内に面会を終了すること。

イ 録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、パソコン等を使用してはならない

こと。

ウ あらかじめ申し出て承認を受けた場合を除き、外国語を使用しないこと。

エ 留置施設内では、必要がある場合には、着衣又は携帯品を検査したり、携帯品を職員が一時預かることがあること。

オ 面会の際に直接金品の授受をしないこと。

カ 留置施設の職員の職務上の指示に従うこと。

キ 遵守事項に違反する場合には、面会を一時停止したり、終了することがあること。

(2) 信書の発受（刑事収容施設法第2編第3章第10節第2款関係）

刑事収容施設法第221条から第227条までは、信書の発受に関する規定である。

刑事収容施設法第221条ただし書の「刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されないとき」の意義及び被逮捕者について捜査主任官の意見聴取が必要とされることについては、3(3)及び9(1)参照。

(3) 外国語による面会等（刑事収容施設法第228条、内閣府令第28条関係）

刑事収容施設法第228条及び内閣府令第28条は、外国語による面会又は信書の発受に関する規定である。

被留置者と領事官との面会及び領事官に対する信書の発受は、面会又は信書の発受の目的に照らし相当と認めるときに該当することから、被留置者が必要な費用を負担できない場合には、都道府県で負担すること。

10 不服申立て（刑事収容施設法第2編第3章第11節関係）

この度の改正によって、審査の申請及び事実の申告については、警察本部長の措置に不服がある場合には都道府県公安委員会に対する申立てができるようになり、苦情の申出は、警察本部長、留置業務管理者に加え、実地監査の監査官に対してもできるようになったことに留意すること。

この他、不服申立ての処理に当たっての留意点は次のとおりである。

(1) 審査の申請、事実の申告及び苦情の申出がなされたときには、法の規定に従って必要な調査を実施して迅速かつ適正な処理を行い、関連資料を保管するなどの方法により、その経過について記録化しておくこと。

(2) 法における不服申立てに係る公安委員会及び警察本部長の権限に属する事務は、留置業務管理者の権限に属する事務に係る職務執行について審査するという不服申立ての趣旨にかんがみ、安易に専決処理することのないようにするとともに、職権による調査等を活用するなどして、十分な審査を行うこと。

(3) 被留置者の処遇に関し、警察法79条の規定による苦情の申出等、法の規定による不服申立て以外の不服申立てがなされた場合には、当該不服申立ての処理手続に従って処理すること。

11 釈放（刑事収容施設法第2編第3章第12節関係）

(1) 釈放

刑事収容施設法第238条で準用する第171条から第173条までは、釈放に

関する規定である。なお、被逮捕者については、刑事収容施設法第238条で準用する第173条及び施行令第23条第1号が適用されるが、司法警察員が逮捕後48時間以内に検察官に送致しない場合の釈放は、概念上、司法警察員から留置業務管理者への通知をもって釈放するものと整理されていることに留意すること。

(2) 帰住旅費

刑事収容施設法第238条で準用する第175条は、帰住旅費に関する規定である。

帰住旅費は、釈放される被留置者が無資力であり、かつ迎えに来る人がいない場合に、社会通念上相当な範囲で支給すれば足りるものである。

第3 その他の事項（刑事収容施設法第3編、附則関係）

1 監置場（刑事収容施設法第287条関係）

刑事収容施設法第287条第2項において、監置の裁判の執行を受ける者は、最寄りの地に監置場がないとき、又は最寄りの監置場に留置の余力がないときは、刑事施設内の特に区別した場所に留置することができることとされており、刑事収容施設法第15条第1項の規定による、留置施設に留置することができるものである。

監置の裁判の執行のため留置施設に留置される者の面会及び信書の発受については、刑事収容施設法第289条第6項及び第7項が適用される。

2 労役場留置者

労役場留置者は留置施設に留置することができないことから、労役場留置に処せられた者を逮捕及び勾留する場合には、労役場留置の執行停止を行った上で留置施設への留置を行う必要がある。

3 附則関係

(1) 一部改正法の施行の際現に留置施設に留置されている受刑者以外の被留置者に対しては、施行後速やかに、留置開始時の告知（第2の2の(1)）を行う（附則2条2項）。

(2) 一部改正法の施行の際現に旧収容等法又はこれに基づく命令の規定により領置され、又は留置施設において保管されている受刑者以外の被留置者の金品（信書を除く。）は、刑事収容施設法における被留置者が留置中に取得した金品（差入れによるものを除く。）とみなし、刑事収容施設法第194条の規定を適用する。（附則第3条第2項）

(3) 一部改正法の施行の際現に留置施設に存する死亡者及び逃走者の遺留物（受刑者以外の被留置者に係るものに限る。）の措置については、なお従前の例による（附則第4条第2項）。

一部改正法の施行の際現に留置施設に存する発受を許されなかった受刑者以外の被留置者に係る信書は、この法の規定により発受を禁止し保管されている信書とみなす。（附則第7条第2項）

(4) 事実の申告に関する規定は、被留置者に対し施行日前にされた留置業務に従事する職員による行為については、適用しない（附則第10条第2項）。

(5) 施行日前にした行為、施行日前に旧収容等法の規定に基づき解放された者の出頭

に関する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（附則第13条）

- (6) 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律の廃止（附則第14条）
刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律は、廃止する。
- (7) その他の法律について、所要の改正を行う。